

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 (概要)

公表日：令和5年1月16日

評価 機 関	名 称	(社福)広島県社会福祉協議会
	所 在 地	広島県広島市南区比治山本町12-2
	事業所との契約日	令和4年6月28日
	訪 問 調 査 日	令和4年10月18日
	評価結果の確定日	令和5年1月10日
	結果公表にかかる事業所の同意	あり・なし

I 事業者情報

(1) 事業者概況

事業所名称	母子生活支援施設いもせハイツ	種 別	母子生活支援施設		
事業所代表者名	施設長 大賀 里美	開設年月日	平成25年4月1日		
設置主体	社会福祉法人さくら福祉会	定 員	20世帯	入所世帯数	19世帯(58人)
所 在 地	〒739-0442 広島県廿日市市梅原2丁目14番39号				
電話番号	0829-55-2008	FAX番号	0829-55-2534		
ホームページアドレス	http://www.sakurafukushikai.or.jp/imose-index.html				

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	事業所の主な行事など
○第一種社会福祉事業 ・母子生活支援施設 いもせハイツ ・児童養護施設 丸石こどもの家	春:花見, 入学を祝う会, 母の日 夏:七夕, そうめん流し, お菓子作り, いもせ合宿
○第二種社会福祉事業 ・子育て短期支援事業 ・一時生活支援事業 ・放課後児童健全育成事業 ・児童家庭支援センター コスモス ・公私連携型保育所 丸石保育園	秋:お月見, 秋祭り, ハロウィン 冬:クリスマス会, 餅つき, 豆まき 通年:こども食堂, 岩国ベース交流, クッキング MIC-TIME(性教育)
○委託事業 ・生活困窮の子どもの学習, 生活支援事業(廿日市市) ・緊急一時保護	
居室の概要	居室以外の施設設備の概要
○居室 20 室 ・冷暖房 ・浴室, 脱衣所 ・独立洗面台 ・トイレ ・洗濯置場 ・下駄箱 ・キッチン ・ベランダ	○学習室 1か所 ○相談室 1か所 ○心理療法室 1か所 ○事務室 1か所 ○トイレ 2か所 ○宿直室 1か所 ○静養室 1か所 ○休憩室 1か所
○短期利用居室 1 室	

職員の配置

職 種	人 数 (うち常勤の人数)	職 種	人 数 (うち常勤の人数)
施設長	1人(1人)	心理療法士	1人(1人)
母子支援員	3人(3人)	嘱託医	1人(0人)
少年指導員	1人(1人)	事務員兼少年指導員	1人(1人)
調理員等	1人(1人)	夜間警備	1人(0人)

II. 第三者評価結果

◎評価機関の総合意見

当法人は、昭和26年に牧師一家が要保護児童と共に佐伯町津田に来住したことに始まり、昭和36年に「社会福祉法人津田子供の家」として児童養護施設の認可を取得されました。平成24年より法人名を「社会福祉法人さくら福祉会」に改め、現在に至るまで「子ども、家庭福祉」を支援方針とし、児童養護施設、母子生活支援施設、保育所、児童家庭支援センターの4つの事業の運営に専念されています。当施設は、平成25年に「旧大野町立いもせ寮」を廿日市市より引継ぎ、小学校、幼稚園なども近い宮島が望める閑静な住宅街に定員20世帯の「母子支援施設いもせハイツ」として開設されました。

地域の集会所での「学習支援」や「こども食堂」の定期開催、地域行事への参加など、地域への貢献、地域との交流も活発に行われています。法人の基本理念である「母子の最善の利益のために」の実践に向けて研修体制や職員指導体制を整備し、養育や経済的な課題を抱える母親と子どもの生活の向上に努めておられます。

◎特に評価の高い点

(1)年に3回、母親と職員2人で「定期居室点検」を行い、作成したチェックリストに基づき、居室の安全性や清掃状況、生活状況を確認されています。定期的に居室を確認することで居室が清潔に保たれ、生活環境の整備や問題点の早期発見にも繋がっています。(管理運営編 No.14:設備環境)

(2)生活困窮世帯の子どもの学習支援事業を廿日市市より受託し、近隣の集会所で、職員と元教員などがボランティアで、小学生対象の「梅原児童クラブ」、中・高校生対象の「梅原学習会」をそれぞれ、毎週木曜日・土曜日に開催しています。開催時は、年齢を問わず地域の人達との交流の場にもなっています。(管理運営編 No.16:地域との関係)

(3)自立支援計画をはじめマニュアルの多くは、スタッフが理解しやすいように手順や確認方法が図式化され、実用的かつ完成度の高いものでした。また、会議録や報告書等は丁寧に作成・管理され、スタッフ全員の押印欄を設け、周知の状況が把握できるように工夫されていました。特に今回の第三者評価訪問時に調査者が求める資料を管理者や主任が即座に提示し説明されていたことから、日頃から各種資料を把握、活用していることが確認できました。(サービス編 No.3:防災対策, No.4:不審者対策, 5:自立支援計画の策定, 21:虐待の防止)

(4)コロナ禍にあって、町内役員や民生委員の協力を得て、地域からの寄付や食材の提供を受けながら、地域の集会所で「こども食堂」が継続的に運営され、毎回、母親や子ども、地域住民が100人以上利用されています。また、主任が大学の講師となって若手の育成に努め、さらに、地域清掃や神輿等の地域行事にも貢献するなど、母子生活支援施設として、地域住民の理解と協力を得るための積極的な取り組みは特筆すべき点と言えます。

(サービス編 No.33:施設機能の地域還元)

(5)「まずは自分を大切に、相手を思いやることができるように」と同法人の児童養護施設丸石子どもの家が発案した研修プログラム「MIC-TIME(Me Important Consideration-Time)」を当施設用にアレンジして取り組んでいます。性に関しては、「プライベートゾーン」や「ハザードマップ」、さらには虐待や人権などを毎月のテーマとし、個人の大切さや安全に生活するためのルールを具体的かつ段階的に学ぶ機会を設け、デリケートな課題も積極的に取り組まれていました。(サービス編 No.10:自他の権利の尊重, 13:性に対する正しい理解)

◎特に改善を求められる点

(1)利用者満足のアナケート実施後、結果が母親や子どもに公開されていませんでした。アナケートの結果を整理し、求めに応じて開示できるよう書式を整理されてはいかがでしょうか。(管理運営編 No.21:母親と子どもの満足の向上)

(2)支援に関する記録の開示規程は定めていますが、開示手順等が利用者・職員に周知されていませんでした。母親には、現在作成されている「生活のしおり」に記録の開示が可能であることを追記し、職員には開示手順をフローチャートで示すなど、開示を求められた場合に、適切に対応できるよう整備されることを提案します。(管理運営編 No.28:記録の管理と開示)

(3)施設内は整理整頓され、清潔に保たれていました。一方、清掃の実施者は決められているものの、点検者は特に定められていないとのことでした。これを機に、清掃のみならず、他の業務においても、実施状況を確認するチェック体制について検討されることを提案します。(サービス編 No.1:快適性への配慮①)

III. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

この度の第三評価では、現地調査を始め、施設運営や支援の内容まで大変詳細に見て頂き、施設の強みと課題を適切かつ厳正に調査して頂いたと思います。

高評価を頂いた点につきましては継続しつつ、さらなる向上をめざしたいと思います。

ご指摘を頂いた点につきましても、全職員で連携を図りながら改善を行い、一人ひとりの母子に寄り添いながら丁寧な支援が行えるよう尽力してまいります。

IV. 項目別の評価内容

1 管理運営編：母子生活支援施設

1 福祉サービス の 基本方針と 組織（法人・施設）	(1)理念・基本方針 自己評価：NO.1-2	法人理念を「利用者の最善の利益のために」と定め、母子生活支援施設「いもせハイツ」では、法人理念の「利用者」を「母子」に置き換え、「母子の最善の利益のために」とし、基本理念とされています。さらに、母親と子どもが施設で快適に過ごすためのルールとして、園訓「やさしく正しく」を掲げておられます。基本理念・園訓は、施設のパンフレットや施設内に掲示し、職員や母親・子どもなどに周知されています。
	(2)計画の策定 自己評価：NO.3-4	法人として、各施設の重点事業を8年間の長期経営計画として策定し、各施設長を中心に定期的な見直しを行い、職員にも周知されています。各年度の事業計画は、前年度末に全職員で評価した内容を反映して策定されています。事業計画には、「基本理念」、「園訓」とともに、「年度方針」を掲げ、基本方針に沿って具体的な実施内容が記されています。コロナ禍においても、感染対策に配慮しながら、行事や「こども食堂」の実施など施設内外での活動を積極的に計画されています。
	(3)施設長の責任とリーダーシップ 自己評価：NO.5-6	施設長は、年間の研修計画を策定し、職員を積極的に研修へ参加させ、大切にされている、「インケア(施設利用者)の質の向上」に努めておられます。主任・施設長は、「目標管理シート」をもとに、上期・下期・年度末に職員と面談し、個人の目標が具体化できるよう支援されるとともに、意見や希望を聴き取り、職場環境の改善に繋げておられます。
2 法人・施設の 運営管理	(1)経営状況の把握 自己評価：NO.7-8	福祉新聞等の購読や要保護児童対策地域協議会への参加を通じて、社会福祉事業全体の動向や地域ニーズの把握に努めておられます。毎月、理事長・施設長が集まり、コストや利用率の分析を行い、職員会議等で職員にも状況を周知されています。また、法人の評議員でもある社会保険労務士や公認会計士による助言・指導も受けられています。
	(2)人材の確保・養成 自己評価：NO.9-12	キャリアパス制度を導入し、職員の目標設定や達成状況を把握することで、職員のやりがいと繋げるとともに、人事考課を実施し、昇給や賞与に反映されています。また、有給休暇取得計画を作成し、計画的な休暇取得を促されています。年間研修計画に沿って、オンライン研修なども活用しながら、積極的に研修へ参加されています。報奨金制度を設け、保育士や社会福祉士など業務に関連する資格取得を支援されています。実習受け入れ担当者を配置し、遠方の学生には施設を宿泊先として提供されるなど、実習生の受け入れ体制を整え、保育士を中心に年間25人の実習生を受け入れておられます。また、実習をきっかけとした就職にも繋げておられます。
	(3)安全管理 自己評価：NO.13	緊急時に対応するため、火災や地震などのリスク別のマニュアル・連絡網が整備されています。事故やヒヤリ・ハットについては、日々のミーティングなどで周知し、報告書を作成されています。報告書のファイルには、報告書の作成マニュアルと一緒に綴られ、マニュアルを確認しながら報告書が作成できるよう配慮されていました。
	(4)設備環境 自己評価：NO.14-15	共有スペースとして、学習室・集会室が整備され、個々のスペースが確保できる机を導入するなど、コロナ禍でも安心して集えるよう配慮されています。緊急時に、玄関から直接入室できるように相談室が配置され、施設内でスマートフォンやタブレットが使用できるようにWi-Fi環境も整えられています。トイレ・洗面所・浴室は、各居室に配置されています。廊下などの共有スペースは、職員が毎日掃除を担当されています。年に3回、母親と職員2人で「定期居室点検」を行い、作成したチェックリストに基づき、居室の安全性や清掃状況、生活状況を確認されています。定期的に居室を確認することで居室が清潔に保たれ、生活環境の整備や問題点の早期発見にも繋がっています。

2 法人・施設の運営管理	(5)地域との交流と連携 自己評価:N0.16	清掃活動や祭りなど、地域行事にも積極的に参加されています。 生活困窮世帯の子どもの学習支援事業を廿日市市より受託し、近隣の集会所で、職員と元教員などがボランティアで、小学生対象の「梅原児童クラブ」、中・高校生対象の「梅原学習会」をそれぞれ、毎週木曜日・土曜日に開催しています。開催時は、年齢を問わず地域の人達との交流の場にもなっています。施設を利用する母親も資格取得の勉強に取り組み、子どもだけでなく母親の学習の機会にも繋がっています。また、施設の学習室も地域の子どもにも開放し、職員が勉強をサポートされています。
	(6)事業の経営・運営 自己評価:N0.17-18	廿日市市を含め、近隣3市町の要保護児童対策地域協議会に参加するなど、行政・関係機関と積極的に連携し、ニーズを把握するとともに、施設の利用を促進されています。 財務諸表の開示については、規程を定め、ホームページにて公開されています。
3 適切な養育・支援の実施	(1)子ども(・母親)本位の養育・支援 自己評価:N0.19-24	母親と子どもの人権尊重を基本理念に定め、虐待防止に関するマニュアルとともに支援の基本とされています。子どもと母親を対象に、人権や性教育などをテーマとした勉強会「MIC-TIME(Me Important Consideration-Time)」を毎月開催し、自分自身を大切にすることを繰り返し伝えておられます。 個人情報保護に関するマニュアルを整備し、職員は入職時に誓約書を提出し、プライバシーの保護に努めておられます。 母親や子どもの意見は、日常的な関わりや自立支援計画策定時に聴き取られている他、アンケートの実施や意見箱を設置して、満足度の向上に繋げておられます。 苦情解決の仕組みを整備し、母親・子どもにも周知されています。苦情を受け付けた場合は、マニュアルに沿って文書記録を作成して職員間で回覧し、対応方法を検討されています。 ◎アンケート結果が母親や子どもに公開されていませんでした。アンケートの結果を整理し、求めに応じて開示できるよう書式を整理されてはいかがでしょうか。
	(2)養育・支援内容の質の確保 自己評価:N0.25-28	福祉サービス第三者評価を定期的に受審し、職員全員で自己評価に取り組まれています。評価結果はホームページで公開し、職員間で課題を共有し、サービスの質の向上に繋げておられます。 支援に関わるマニュアルを整備し、必要に応じて見直し・改定を行い、職員会議で変更点等を周知されています。 支援に関する記録はシステムで管理し、毎日のミーティングや毎月の職員会議で情報を共有されています。記録は施錠可能な棚、部屋で管理されています。 ◎支援に関する記録の開示規程は定めていますが、記録の開示手順等が母親・職員に周知されていませんでした。母親には、現在作成されている「生活のしおり」に記録の開示が可能であることを追記し、職員には開示手順をフローチャートで示すなど、開示を求められた場合に、適切に対応できるよう整備されることを提案します。
	(3)養育・支援の開始・継続 自己評価:N0.29-32	ホームページやパンフレットを通じて施設の情報を提供されています。 入所時に、「生活のしおり」に沿って生活のルールや退所などについて説明されています。退所時は、母親・行政と協議し、入退所マニュアルに沿って対応され、退所後もアフターケアを実施し、状況確認・相談を継続されています。措置変更のケースは少ないようですが、必要時には会議への出席や情報提供が行われています。 ◎誰でも理解できるように、「生活のしおり」にイラスト等を追加されてはいかがでしょうか。 ◎緊急避難先としての役割も担っており、施設自体を積極的に周知することは難しいと思いますが、必要とする人にサービス内容が提供できるよう、行政等への積極的な情報提供を継続されることを期待します。

IV. 項目別の評価内容

2 サービス編：母子生活支援施設

1 施設の環境整備	(1)快適な空間 自己評価：NO.1-2	<p>来所者の確認や即時の対応ができるように、共有玄関の真横には職員室が配置され、また、玄関と居室につながる廊下にも扉を設け、不審者の侵入時に対応できる構造となっていました。10月の訪問時には、施設内にハロウィンの飾りつけがされ、季節を感じさせる楽しい雰囲気作りがされていました。</p> <p>各居室は設置運営基準よりも広く確保され、明るく清潔に保たれたダイニングキッチンと和室、洗面所・浴室、収納スペースが整えられていました。キッチンはIHコンロを採用し、安全面にも配慮されていました。宿直職員を1人配置し、夜間の対応をされています。</p> <p>◎館内は整理整頓され、清潔に保たれていました。一方、毎日の清掃は担当を決めて実施しているものの、清掃後の点検者は特に決めていないとのことでした。これを機に、清掃のみならず、他の業務においても、実施状況を確認するチェック体制について検討されることを提案します。</p>
	(2)安心な生活 自己評価：NO.3-4	<p>災害発生時に備え、避難・連絡方法に関するマニュアルは、図式化され、スタッフが理解しやすいように工夫して作成されていました。年度初めには、職員会議にて、職員全員でマニュアルを確認し、避難訓練は毎月実施されています。非常食は、基本的に入居している各家庭で準備をされていますが、併せて、建物の2階廊下の棚に水・保存食を常備し、定期的な確認がされています。</p> <p>不審者対策として、対応や緊急時の連絡方法等のマニュアルを整え、夜間の玄関の施錠と防犯カメラが設置されていました。また、警備会社と契約し、緊急時に通報できる体制を整え、近隣の交番とも連携し、巡回訪問なども依頼されています。</p>
2 日常生活の中での支援	(1)計画に基づいた自立支援 自己評価：NO.5-7	<p>自立支援計画の作成手順等は、マニュアル化して統一し、書式も整えられていました。支援計画は、年度初めに職員が母親や子どもと面談し、悩みや要望をもとに担当者が作成し、母親と子ども、施設長、行政の確認を経て実施されています。</p> <p>支援計画の見直しは、年に2回、9月末と3月末に行われています。支援の実施内容と変更等については、職員会議の場でスタッフに周知されています。</p>
	(2)生活習慣の獲得 自己評価：NO.8-9	<p>母親と子どもには年に2回の健康診断を義務付けています。母親は近隣の健診センターで、子どもは学校の定期健診と併せて小児科での健康診断を受け、発育・発達状態を確認されています。子どもの身だしなみについても適宜確認されており、母親の協力を得ながら、基本的な生活技術を習得するための教育が行われています。</p> <p>幼少期の虐待や病気などが原因で、落ち着いた家庭での生活経験が少ない母親には、母親の自主性を大切にしながら、掃除や洗濯、調理などを職員と一緒に取り組むなど、自立に向けての支援が行われています。</p>
	(3)社会性の獲得 自己評価：NO.10-13	<p>社会性の獲得として、「まずは自分を大切に、相手を思いやることができるように」と同法人の児童養護施設丸石こどもの家が発案された研修プログラム「MIC-TIME(Me Important Consideration-Time)」を母子生活支援施設用にアレンジして取り組んでいます。具体的には、性教育では「プライベートゾーン」から「プライベート」、そして、虐待や基本的人権などもテーマとし段階的に取り組むなど、性に関する知識だけではなく、生まれてきた意味から安心・安全に生活するためのルールまでを幅広く伝えています。</p> <p>現在、コロナ禍のため、集合型行事の開催は難しい状況ですが、絵本の読み聞かせやひな祭りの指人形などの動画を配信したり、家族単位で豆まきを行うなどの工夫をしながら行事を提供しています。</p> <p>また、外出や帰宅時の挨拶の定着を図るためのポイント制度や子ども同士が約束事を決めて遊ぶ過程を通して、社会的なルールや協調性が身に付くよう支援されています。</p>

2 日常生活 の中での 支援	(4)学習・進学・就職 自己評価：NO.14-15	中学生・高校生の試験期間中は、学習時間の延長や静養室を学習スペースとして提供しています。また、コロナ禍で子どもと一緒に勉強することが難しい状況のため、各居室をオンラインで繋ぎ、職員が講師となって勉強会を設けるなど、様々な工夫をしながら学習環境を整えています。 子どもの中には学習習慣が身に付いていなかったり、地域・学校に馴染めないことから、学力の低下や不登校となるケースも少なくないとのことでした。そのため、進学については、通信制高校なども選択肢に加え、母子家庭の助成金や奨学金等の利用を助言しつつ、子どもと母親、そして学校とも話し合いながら、本人が望む進路を支援しています。
	(5)母親に対する支援 自己評価：NO.16-19	母親の相談には随時対応し、特に個別の相談には相談室やカウンセリングルームを使用するなど、プライバシーに配慮した対応が行われています。離婚や債務の問題については、弁護士とも連携して対応しています。母親の就労については、法人内事業所の職場紹介をはじめ、将来を見据え、高等職業訓練促進給付金を活用した介護や看護の資格取得も積極的に勧めるなど、ハローワーク等の関係機関と連携した支援が行われています。 母親が若く、育児力が不十分であったり、虐待等の経験から子どもと良好な関係が保ちにくいケース、また、母親の暴力や育児放棄などの困難事例は、個別に対応されています。母親や子どもからの相談や対応の内容は記録し、職員間で情報を共有することで、担当職員以外でも支援の介入ができる体制となっています。 母親が就労等で都合がつかない時には、保育園の送迎や施設内での保育支援が行われています。また、委託事業として、ショートステイ(一時利用)やトワイライトステイ(夜間利用)も実施されています。
	(6)その他の支援 自己評価：NO.20	臨床心理士を2人配置し、心理的ケアが必要な子どもには、プレイセラピーを中心とした心理的ケアが行われています。また、発達支援が必要な子どもには、同法人の「児童家庭支援センターコスモス」と連携して検査を行い、子どもの生活状況を継続的に確認しています。心理的ケアは上・下半期での見直しと支援継続の有無が判断されています。
3 安心な 生活	(1)虐待の防止 自己評価：NO.21-24	就業規則には虐待禁止の項目を設け、虐待防止マニュアルも図式化しわかりやすく、丁寧に作成されていました。全国母子生活支援施設協議会や子どもの虹情報研修センターなどの研修を受講し、虐待に関する援助技術を習得されています。また、毎月の職員会議では、虐待が疑われるケースなどを議題とし、状況確認や対応方法等についての協議が行われています。 母親と子どもには建物内や近隣の死角となりやすい危険箇所を「ハザードマップ」としてまとめて説明し、また、「MIC-TIME」の時間では、絵本などを用いて「プライベートゾーン」や「プライバシー」について具体的に教えるなど、一人ひとりが大切な存在であることを繰り返し伝えることで虐待防止に繋がっています。 虐待の発生や虐待の疑いがある場合には、児童相談所や措置機関と連携して対応しているとのことでした。
	(2)問題行動への対応 自己評価：NO.25-26	対応が難しいケースはチームアプローチができるよう、日頃から職員間で情報の共有や業務の連携に努めています。職員への支援や育成については、施設長や主任母子支援員がスーパーバイザーとして職員を支え、職員は自己点検と援助技術の習得に努めています。 人を思いやる気持ちについては、「MIC-TIME」の手法を用いて、母親と子どもに分かりやすく伝えていきます。また、集団生活の中でのトラブルを解決し、協調性を身に付けるために、子ども達が遊びの中で課題を解決できるよう、子どもの可能性と集団が持つ力を活かした支援が行われています。
	(3)衛生管理 自己評価：NO.27	施設では基本的に食事の提供はありませんが、行事や「こども食堂」では、食材を扱うため、食中毒や新型コロナウイルス感染症に対するマニュアルを整備し、食材や調理の勉強会も行われています。感染症が発生した場合には、SNSなどを活用して、職員や母親・子どもに迅速に連絡できる体制となっています。

3 安心な生活	(4)子どもと保護者の関係等の継続・回避等 自己評価：NO. 28-31	<p>夫等との関係については、母親や子どもの思いを聞きながら、婚姻関係の調整や離婚手続きの支援を行なっています。父親と子どもの関係については、子どもの思いと権利を大切にしつつ、「面会交流」が安全に行えるよう配慮されています。</p> <p>これまで、強制引き取りのケースはないとのことですが、行政と連携して情報を共有し、緊急時の対応に備えています。</p> <p>夫等の暴力による母親や子どもの保護が必要な場合は、母子の安全を第一に、福祉事務所と連携して対応しています。</p> <p>「緊急一時保護事業」を受託し、夫等からの暴力による緊急利用にも対応されています。緊急の受け入れ時には、職員間で即時に役割分担を行い、また、居室には生活に必要な物品等も常備するなど、即時に対応ができる体制が整えられています。</p>
4 地域とのつながり・専門性の向上	<p>(1)専門性の向上 自己評価：NO. 32</p> <p>(2)地域とのつながり 自己評価：NO. 33</p>	<p>基幹職員として主任母子支援員を配置し、日常的に職員の相談に応じる体制が確立されています。母親や子どもへの対応が難しいケースなどは、職員が一人で抱え込まないように日頃から職員間の関係を良好にし、チームアプローチによる支援ができるよう配慮されています。</p> <p>コロナ禍にあっても民生委員等の地域の協力を得て、毎月、近隣の集会所で「子ども食堂」を開催し、弁当が提供されています。「こども食堂」には寄付や食材などが寄せられ、毎回、施設の母親・子どもや地域住民が100人以上利用するなど、地域と良好な関係が築かれています。</p> <p>職員が大学で社会的擁護分野の講師として若手人材の育成に努めています。また、毎年、実習生も積極的に受け入れ、実習中の違和感や思いを外部からの気づきとして支援に反映されています。</p> <p>その他、地域の清掃活動や神輿などの地域行事には、職員のみならず母親や子どもも参加し、また、毎月、施設が独自に近隣の公園のごみ拾いにも取り組んでいます。</p>
5 本位の支援 母親と子ども	(1)支援の継続性とアフターケア 自己評価：NO. 34	<p>退所後の支援マニュアルを作成し、母親と子どもが地域で安全に安定した生活を送れるよう継続的な支援が行われています。施設では電話やSNSを活用して、母親と子どもの近況を把握し、行事案内などの連絡を取り合うことで、来所の機会を作っています。併せて、日頃から児童家庭支援センターや関係機関と情報交換を行うことで、母子ともに安心して地域生活が営めるよう支援が行われています。</p>

自己評価・第三者評価の結果（管理運営編：母子生活支援施設）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1 福祉サービスの基本方針と組織（法人・施設）

(1)理念・基本方針

1	理念・基本方針の確立	法人・施設としての理念，基本方針が確立され，明文化されていますか。	A	A	
2	理念・基本方針の周知	理念や基本方針が職員・母親と子ども等に周知されていますか。	A	A	

(2)計画の策定

3	中・長期的なビジョンと計画の明確化	中・長期的なビジョン及び事業計画が策定されていますか。	A	A	
4	適切な事業計画策定	事業計画が適切に策定されており，内容が周知されていますか。	A	A	

(3)管理者(施設長)の責任とリーダーシップ

5	施設長の役割と責任の明確化	施設長は自らの役割と責任を明確にし，遵守すべき法令等を理解していますか。	A	A	
6	リーダーシップの発揮	施設長は質の向上，経営や業務の効率化と改善に向けて，取り組みに指導力を発揮していますか。	A	A	

2 法人・施設の運営管理

(1)経営状況の把握

7	経営環境の変化等への対応①	施設経営をとりまく環境が的確に把握されていますか。	A	A	
8	経営環境の変化等への対応②	経営状況を分析して，改善すべき課題を発見する取り組みを行っていますか。	A	A	

(2)人材の確保・養成

9	人事管理の体制整備	必要な人材確保に関する具体的なプランをたてて，実行していますか。	A	A	
10	職員の就業状況への配慮	職員の就業状況や意向を把握し，必要があれば改善する仕組みが構築されていますか。	A	A	
11	職員の質の向上に向けた体制	職員の質の向上に向けた具体的な取り組みを行っていますか。	A	A	
12	実習生の受け入れ	実習生の受け入れについて，積極的な取り組みを行っていますか。	A	A	

(3)安全管理

13	母親と子どもの安全確保	母親と子どもの安全確保のための体制を整備し，対策を行っていますか。	A	A	
----	-------------	-----------------------------------	---	---	--

(4)設備環境

14	設備環境	施設は，母親と子どもの快適性や利便性に配慮したつくりになっていますか。	A	A	
15	環境衛生	施設は，清潔ですか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

(5)地域との交流と連携

16	地域との関係	母親と子どもと地域との関わりを大切にし、地域のニーズに基づく事業等を行っていますか。	A	A	
----	--------	--	---	---	--

(6)事業の経営・運営

17	制度に関する意見・意向の伝達	市区町や県に、制度に関する意見や意向を事業所として伝えてありますか。	A	A	
18	財務諸表の公開	母親と子ども等に財務諸表を公開していますか。	A	A	

3 適切な養育・支援の実施**(1)母親と子ども本位の養育・支援**

19	母親と子どもを尊重する姿勢①	一人ひとりの母親と子どもを尊重したサービス提供について、共通の理解を持つための取り組みを行っていますか。	A	A	
20	母親と子どもを尊重する姿勢②	母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していますか。	A	A	
21	母親と子どもの満足の向上	母親と子どもの満足の向上に向けた取り組みを行っていますか。	B	B	○
22	意見を述べやすい体制の確保①	母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備していますか。	A	A	
23	意見を述べやすい体制の確保②	苦情解決の仕組みが確立され、十分に周知・機能していますか。	A	A	
24	意見を述べやすい体制の確保③	母親と子どもからの意見等に対して迅速に対応していますか。	A	A	

(2)養育・支援内容の質の確保

25	質の向上に向けた施設の取り組み	自己評価の実施や第三者評価の受審により、提供しているサービス・支援内容の質向上を図っていますか。	A	A	
26	標準的な実施方法の確立	母親と子どもの発達状態や心理状況に応じた援助を一定水準に保つため、マニュアルを定め、活用していますか。	A	A	
27	養育・支援の実施状況の記録	母親と子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われていますか。	A	A	
28	記録の管理と開示	養育・支援の提供記録等の開示を適切に行っていますか。	B	B	○

(3)養育・支援の開始・継続

29	養育・支援の提供開始①	母親と子どもやに対して、養育・支援の選択に必要な情報を提供していますか。	B	B	
30	養育・支援の提供開始②	入所後に提供する養育・支援について、母親と子どもやに分かりやすく説明していますか。	A	A	
31	施設の退所・施設を退所した後の対応	施設の退所事由を定めていますか。	A	A	
32	養育・支援の継続性への配慮	施設の措置変更や家庭への復帰などにあたり、養育・支援の継続性に配慮した対応を行っていますか。	A	A	

自己評価・第三者評価の結果（サービス編：母子生活支援施設）

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
-----	-----	----	------	-------	--------

1. 施設的环境整備

(1) 快適な空間

1	快適性への配慮①	施設の共用スペースは、快適な場所となっていますか。	A	A	○
2	快適性への配慮②	居室は、母親と子どもにとって安全・安心な場所となっていますか。	A	A	

(2) 安心な生活

3	防災対策	風水害や地震等の災害が発生した場合、速やかに対応できる体制が整っていますか。	A	A	
4	不審者対策	不審者の侵入等に対応できる体制がありますか。	A	A	

2. 日常生活の中での支援

(1) 計画に基づいた自立支援

5	自立支援計画の策定	自立支援計画の策定は適切に行われていますか。	A	A	
6	自立支援計画の評価・見直し	自立支援計画の評価・見直しは適切に行われていますか。	A	A	
7	本人の自己決定・家族等の参加	自立支援計画は、母親と子ども・家族・関係機関の意向や意見を取り入れたものとなっていますか。	A	A	

(2) 生活習慣の獲得

8	健康管理	母親と子どもの発達段階に応じて、健康管理ができるよう支援していますか。	A	A	
9	整理整頓・生活技術	母親と子どもの発達段階や状況に応じて、整理整頓、生活技術を習得できるよう支援していますか。	A	A	

(3) 社会性の獲得

10	自他の権利の尊重	母親と子どもが人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生できるよう支援していますか。	A	A	
11	自主性・自律性の発揮	施設での生活の中で、母親と子どもが自主性・自律性を発揮できるよう支援していますか。	A	A	
12	社会的ルールの獲得	母親と子どもが協調性を養い、社会的ルールや態度を身につけるよう働きかけていますか。	A	A	
13	性に対する正しい理解	子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設けていますか。	A	A	

(4) 学習・進学・就職

14	学習への支援	学習環境の整備を行い、子どもの学力に応じた学習支援を行っていますか。	A	A	
15	進学・就職への支援	学校を卒業する子どもの進路について、「最善の利益」にかなった進路の決定ができるよう支援していますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者評価	改善の必要性
(5)母親に対する支援					
16	相談援助の体制	母親の社会的自立をめざした相談体制がありますか。	A	A	
17	子育てに対する支援	母親の子育てに対する不安を受け止め、必要な助言、支援を行っていますか。	A	A	
18	就労に向けた支援	母親の職業能力の開発や就労支援を行っていますか。	A	A	
19	補完的な保育支援の提供	母親や子どものニーズに応じた保育支援を行っていますか。	A	A	
(6)その他の支援					
20	メンタルヘルス	心理的ケアが必要な母親と子どもに対して、心理的な支援を行っていますか。	A	A	
3. 安心な生活					
(1)虐待の防止					
21	虐待の防止	母親と子どもに対する暴力、虐待防止と早期発見に取り組んでいますか。	A	A	
22	虐待の禁止	母親と子どもに対して、虐待を行わないことを徹底していますか。	A	A	
23	子どもの虐待状況への対応①	被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援していますか。	A	A	
24	子どもの虐待状況への対応②	子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っていますか。	A	A	
(2)問題行動への対応					
25	問題を持つ子どもへの対応	子どもが暴力、不適応行動など、問題行動をとった場合、適切に対応していますか。	A	A	
26	児童間暴力の防止	施設内の児童間の暴力、いじめ、差別などが生じないような措置を講じていますか。	A	A	
(3)衛生管理					
27	食中毒・感染症対策	食中毒や感染症に対する予防及び発症後の対策は、適切に行われていますか。	A	A	
(4)子どもと保護者の関係等の継続・回避等					
28	夫等との関係調整	夫等との関係調整のための支援を適切に行っていますか。	A	A	
29	強引な引き取りへの対応	保護者等からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保できる体制がありますか。	A	A	
30	夫等からの暴力回避	夫等の暴力により保護を必要とする母親と子どもの安全確保を適切に行っていますか。	A	A	
31	緊急利用への対応	夫等の暴力により保護を必要とする母親と子どもの緊急利用に適切に対応していますか。	A	A	

NO.	小項目	設問	自己評価	第三者 評価	改善の 必要性
-----	-----	----	------	-----------	------------

4. 専門性の向上・地域とのつながり

(1) 専門性の向上

32	スーパービジョン体制	スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性の向上や施設の組織力の向上に取り組んでいますか。	A	A	
----	------------	--	---	---	--

(2) 地域とのつながり

33	施設機能の地域還元	施設の持つ機能を地域に還元する取り組みを行っていますか。	A	A	
----	-----------	------------------------------	---	---	--

5. 母親と子ども本位の支援

(1) 支援の継続性とアフターケア

34	支援の継続性とアフターケア	母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っていますか。	A	A	
----	---------------	--	---	---	--